重要な会計方針（一般業務勘定）

財務諸表等の作成基準

本財務諸表等は国土交通大臣に提出するため、日本下水道事業団法、日本下水道事業団法施行令、日本下水道事業団法施行規則、日本下水道事業団会計規程、日本下水道事業団会計規程実施細則及び我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に従い作成されています。

施設整備拡充準備金、資産見返施設拡充資金の会計処理については、事業団特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されています。

本財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりです。

１．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しています。

残存価額は１円としています。

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物	８年～４７年
構築物	５年～３０年
工具器具備品	４年～１０年

なお、特定の資産（日本下水道事業団法施行規則第６条）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の耐用年数は次のとおりです。

特許権	８年
商標権	１０年

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の勤務に係る部分を計上しています。

（２）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１１年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

３．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

施設整備拡充準備金

日本下水道事業団法施行規則第５条に規定された引当金で、試験研修施設等の整備拡充に充てるため、日本下水道事業団会計規程第４５条の４に基づき、研修センター・技術開発実験施設の長期保全計画に基づく必要額を計上しています。

（参考）
〇日本下水道事業団会計規程（昭和48年3月9日 規程第8号）

（法令に基づく引当金等）

第４５条の４　法令に基づく引当金等は規則第５条第３項に規定する施設整備拡充準備金及び工事補償引当金とする。
２　施設整備拡充準備金については、試験研修施設等の整備拡充の財源に充てるために必要な金額を、毎事業年度末日現在で一般業務勘定において積み立てるものとする。
３　第５条の２に規定する受託業務勘定から一般業務勘定への繰り入れによる施設整備拡充準備金の積み立ては、次の額の合計額の範囲内とする。
一　施設整備拡充準備金により取得した固定資産の毎年度の減価償却費の額に相当する額
二　毎年度の受託業務勘定における利息収入及び雑収入の収入決定済額

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券
償却原価法によっています。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算方法

10年利付国債の平成30年3月末利回りを参考に0.043%により算定しています。

６．リース取引の処理方法
リース取引については、そのすべてが総額が３００万円未満の取引であり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

７．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

８．資産見返負債等の会計処理

資産見返負債の計上は、日本下水道事業団会計規程第４５条及び第４５条の３の規定によっています。

（参考）
〇日本下水道事業団会計規程（昭和48年3月9日 規程第8号）

（資産見返補助金）

第４５条　資産見返補助金は、政府及び地方公共団体の補助金により取得した資産の価格に相当する額とし、毎事業年度末において、当該資産の毎事業年度の減価償却の額に相当する額を減額する。

（資産見返施設拡充資金）

第４５条の３　資産見返施設拡充資金は、試験研修施設等の整備拡充に際し、次条に規定する施設整備拡充準備金により取得した固定資産の価格に相当する額とし毎事業年度末において当該固定資産の毎事業年度の減価償却の額に相当する額を減額する。